

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、境財産区運営基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 境財産区の健全な財政運営及びその地域住民の福祉増進に資する事業の財源に充てるため、市に那須烏山市境財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定めるものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる益金は、境財産区特別会計歳入歳出予算に計上して第2条に規定する事業等の財源に充てるものとする。

(会計年度)

第6条 基金の収支計算は、一会計年度による。

(処分)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 境財産区の管理運営に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) その他特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の烏山町境財産区運営基金条例（平成2年烏山町条例第20号）の規定により積み立てられた現金、有価証券その他の財産は、この条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。